

特定非営利活動法人
国際文化教育支援機構

定 款

平成19年	4月20日	定款作成
平成21年	3月5日	定款変更
平成24年	7月18日	定款変更
平成27年	12月10日	定款変更
平成29年	10月14日	定款変更
令和1年	6月12日	定款変更
令和7年	6月13日	定款変更

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人国際文化教育支援機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府堺市西区鳳中町6丁211番1号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、グローバル国際社会の到来によって、世界に通用する人材の育成が急務になっている中、青少年をはじめ、幅広い年齢層へ言語、異文化理解、また国際社会で活躍するのに必要とされる知識、技能等の国際教育を施す。学習とともに、様々な国の人と交流し、文化が学べるようにし、海外での学習、研修の機会も持てるようにする。国内外での国際教育の機会を提供することにより、世界に開かれた社会を形成することを目的とする。また外国人が日本で就労し、生活するための支援を通じて、外国人と日本人の共生を目指す。また障害児への支援事業を通じ、社会福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ①講演会及びセミナー等の開催
- ②相談会の開催、運営
- ③ワークショップ（研究集会）の開催、運営
- ④交流広場等の催し物の開催、運営
- ⑤情報発信事業
- ⑥調査、情報収集及び提供
- ⑦留学相談の開催
- ⑧留学、国際教育支援事業
- ⑨外国人の就労支援に関する教育及び相談事業
- ⑩外国人の生活支援に関する教育及び相談事業
- ⑪障害児放課後デイケア
- ⑫児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

第3章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（1）正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

（2）賛助会員 この法人を経済的に支援する個人及び団体。但し、総会への出席権、議決権は持たない。

（入会）

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）退会届の提出をしたとき。

（2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、そ

の職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長及び事務局次長その他必要な職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する時には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した個人の正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押

印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の場合における前条の規定の適用については、その理事は理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別

に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業計画・予算の追加及び更正)

第45条 事業計画・予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定事業計画・予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときには、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で定めるものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行についての必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長 深井 晃

副理事長 中林 眞佐男

理事 田中 浩

監事 坂井 亮一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。なお、第6条に規定する正会員、賛助会員ともに同額とする。

(1) 入会金 個人会員 1,000 円 団体会員 3,000 円

(2) 年会費 個人会員 2,000 円 団体会員 5,000 円

令和 7 年 度 事 業 計 画 書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

特定非営利活動法人 国際文化教育支援機構

I 事業の実施方針

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業は、通所者本人が本人らしく生き生きと生活できるよう支援を続ける。

外国人の就労・生活支援に関する教育及び相談事業は、外国人が日本において日本人と共生できるようきめ細かな指導をするよう心掛ける。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

【内 容】 堺市・和泉市・高石市在住の障害児に放課後デイケアを行う。

【実施場所】 鳳キリストめぐみ教会

【実施日時】 毎週月曜日から土曜日 午前10時から午後6時

【事業の対象者】 肢体不自由児、知的障害児、精神障害児の希望者

【収 入】 10,000千円(堺市・和泉市・高石市からの助成金)

【支 出】 10,000千円

(2) 外国人の就労・生活支援に関する教育及び相談事業

【内 容】 外国人の日本での就労・生活支援を行う

【実施場所】 就業事務所・当法人事務所

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 日本で就労・生活予定の外国人

【収 入】 1,000千円

【支 出】 1,000千円

令和7年度活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人国際文化教育支援機構
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金 受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
4. 事業収益 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業収益 外国人の鐘楼・生活支援に関する教育及び相談事業収益	10,000,000 1,000,000	11,000,000	
5. その他収益			
経常収益計			11,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	11,000,000		
人件費計	11,000,000		
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 支払利息			
その他経費計	0		
事業費計		11,000,000	
2. 管理費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			11,000,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			-13,329,847
次期繰越正味財産額			-13,329,847

令和 8 年 度 事 業 計 画 書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人 国際文化教育支援機構

I 事業の実施方針

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業は、通所者本人が本人らしく生き生きと生活できるよう支援を続ける。

外国人の就労・生活支援に関する教育及び相談事業は、外国人が日本において日本人と共生できるようきめ細かな指導をするよう心掛ける。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

【内 容】 堺市・和泉市・高石市在住の障害児に放課後デイケアを行う。

【実施場所】 鳳キリストめぐみ教会

【実施日時】 毎週月曜日から土曜日 午前10時から午後6時

【事業の対象者】 肢体不自由児、知的障害児、精神障害児の希望者

【収 入】 10,000千円(堺市・和泉市・高石市からの助成金)

【支 出】 10,000千円

(2) 外国人の就労・生活支援に関する教育及び相談事業

【内 容】 外国人の日本での就労・生活支援を行う

【実施場所】 就業事務所・当法人事務所

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 日本で就労・生活予定の外国人

【収 入】 1,000千円

【支 出】 1,000千円

令和8年度活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人国際文化教育支援機構
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0	0	
.....			
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
.....			
3. 受取助成金等			
.....			
4. 事業収益			
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業収益	10,000,000		
外国人の鐘楼・生活支援に関する教育及び相談事業収益	1,000,000	11,000,000	
5. その他収益			
.....			
経常収益計			11,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	11,000,000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計	11,000,000		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
.....			
その他経費計	0		
事業費計		11,000,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
.....			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			11,000,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			-13,329,847
次期繰越正味財産額			-13,329,847